

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 2 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設の維持管理の徹底について

今般、福岡県内の複数の学校において、校舎の渡り廊下の一部が破損し、コンクリート片が落下するという事態が連続して発生しました。

学校施設の維持管理の徹底については、「学校施設の維持管理の徹底等による安全確保について」（令和 5 年 4 月 10 日付け事務連絡）等により、繰り返しお願いしてきたところであります。また、建築基準法において、常時適法な状態の維持、定期的な検査・点検の実施が求められているとともに、学校保健安全法においても、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検の実施が求められているところです。

については、学校施設について法令等に基づく専門家による点検を適切に実施するとともに、学校施設の日常的な点検等においても少しでも異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図るようお願いいたします。また、外壁の落下等により、身体被害またはそれにつながるおそれのある事態が発覚した場合には、下記担当まで情報提供をお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課においては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の施設担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課指導第二係
電話：03-5253-4111（内線 2292）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

福岡県内の学校施設における事故概要



< 概要 >

- ・校舎（築 48 年）1 階渡り廊下上部の壁が落下しているのを発見。けが人はいない。
- ・事故を踏まえ、周辺に囲いを設置し生徒が入らないよう安全対策を実施するとともに、同学校の外壁点検を業者に依頼。
- ・当該校舎は平成 5 年度に外壁改修工事を実施している。



< 概要 >

- ・校舎（築 43 年）2 階の渡り廊下からコンクリート片が落下しているのを発見。けが人はいない。
- ・事故を踏まえ、周辺に囲いを設置し生徒が入らないよう安全対策を実施するとともに、同学校の外壁点検を業者に依頼。
- ・当該校舎は平成 3 年度に外壁改修工事を実施している。

定期的な安全点検と適切な維持修繕を行うとともに、学校施設の老朽化対策を実施していくことが重要。

校舎引き違い窓枠の 落下防止

窓に動きにくさ、変形、腐食及びガタつき等の異常が見受けられる場合は、無理な開閉操作により障子ごと落下する恐れがあるため、専門家に相談するなど適切な対応をお願いします。



<写真>

写真：障子の落下箇所(修繕後)

(既存学校施設の維持管理について(令和元年10月18日付け事務連絡)より抜粋)

体育館の床板の剥離による 負傷事故の防止

体育館の床板の剥離による負傷事故を防止するため、木製床の適切な清掃(水拭き・ワックス掛けの禁止)や日常点検・定期点検の実施等をお願いします。



<写真>

事故事例の現地調査で確認された体育館床板の表面材の裂け

(消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「体育館の床板の剥離による負傷事故」(平成29年5月29日消費者安全調査委員会)より抜粋)

工作物及び機器等の 安全点検

防球ネットの支柱やバスケットゴールなど、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、安全点検の実施をお願いします。



<写真>

バスケットゴールの取付け部分

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)・(追補版)より抜粋)

学校施設において、老朽化により外壁等のモルタルやコンクリート片が落下した場合等は、以下の連絡先に**情報提供**をお願いします

<情報提供の対象>

- 建築物：学校施設
- 内容：外壁、庇、軒裏、天井のモルタルやコンクリート片の落下等により、

① **人的被害が生じた場合(軽症の場合も含む)**

② **人的被害は生じなかったが、仮に人がいた場合は重大な被害が生じたと推測される場合**

※消費者安全法において、地方公共団体は消費者事故等の通知義務が定められています。

具体的な対応(消費者庁への通知等)は、情報提供の際に相談します。

「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和5年2月22日付事務連絡)参照
「学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について(依頼)」(令和5年4月10日付事務連絡)参照

<本件担当>

文部科学省 大臣官房文教施設企画・
防災部 施設企画課 指導第二係

TEL：03-5253-4111(内線2292)

03-6734-2292(直通)

Mail：shisetulead-2@mext.go.jp>